

第3章

アキノ政権の民営化政策

はじめに

民営化問題は経済、社会開発における政府の役割の論議と密接な関連がある。とくに発展の初期段階の途上国においては、民営化政策は、経済開発の担い手の論議に直接に関連している。

今日では、経済情勢の変動に伴いフィリピンを含むアジア・太平洋地域の国・地域では、経済成長の主要な役割を民間部門にもとめる再指向がみられる。民間部門の発展を促すさまざまな構策が講ぜられることとなったのである。以下、ここにいたる経過を振り返ってみよう。

第2次大戦後、多くの国では経済、社会開発による国家の近代化の開発過程を採択した。この過程で政府の経済活動への介入を正当化してきたのである¹⁾。

マクロ経済からの視点から考慮される政府の経済活動への介入の正当化は、計画の集中、重要産業分野における国有化においてなされた。これは政治的および経済的独立の達成にあたって、より効果的かつ迅速な方法であると位置づけられたのである。

政府の経済活動への介入は、次の3点から構成されている。

- (1)金利および資金配分の統制により投資資本の確保
- (2)長期開発目標達成を可能とするための開発初期段階における競争からの幼稚産業の保護²⁾
- (3)国民精神高揚を企画した国家的プロジェクトを掲げるなど経済民族主義を含む国益の保護がそれである。

ミクロ経済からの視点による政府の経済活動への介入の正当化は一般的には、「市場の失敗」の克服を理由に説明されてきた。すなわち、①外部経済、不経済の存在、②自然独占による利益率の上昇、③利用者負担のない消費公共財およびメリット財の存在がそれである。

ところが過去15年間の世界経済の変動は途上国にとってきびしいものとなった。それゆえに途上国はこれまで認知されてきた開発過程における政府の役割に関して再考を余儀なくされたのである。

途上国をめぐる国際環境の変動は対内的および対外的な要素を付随している。対内的には、これまで各種のデータによって明らかにされてきたが、民間部門が主導する経済分野は高成長を示してきた。その一方、工業、商業分野に政府介入がみられる場合は障害が拡大していった³⁾。対外的には国際環境が多角的に変動し、世界貿易が広範囲にわたり、かつ一般的に停滞している。

1980年台に入ると、先進工業国における財政不均衡による保護主義傾向の増大が台頭した。80年台初期にはレーガン米政権の高金利政策による世界的な高金利は、多くの途上国の債務負担を増大させ、また債務返済に困難を生じさせた。これらの対外要因（たとえば、石油危機、保護主義の台頭、および先進工業国グループからの譲許的援助、融資の削減）により、アジアの各国はより効果的な解決策を模索することとなった。これは投資を拡大することが不可能となり、かつこれまでの速度、水準に経済活動の成長を維持できなくなったことに起因する。

以上のような対外要因は、そのほとんどが公的債務、財政のような国内要因に影響を及ぼした。この結果、対外債務の増大、財政赤字の拡大により、

途上国は自国の財政支出に慎重な取組みを余儀なくされた。くわえて一次産品価格が継続的に低迷したこと、途上国、とくに ASEAN 諸国 4 カ国およびパキスタンは、1980年代に著しく対外債務が増大した。途上国は対外債務に関し一層慎重になり、規制を強めた。このため、対外債務増大および輸出不振の結果、輸入抑制、歳出の削減、成長の抑制のきびしい引き締め政策の実施を強いられる事態となった。

こうした予算上の障壁により、途上国政府は費用便益の認識を強め、経済政策の結果に関し細心の検討を加えることとなった。

かくして、民間部門が途上国開発の責任を分担すべき登場することとなつた。

民間部門の促進政策では政府が経済活動への介入が排除され、論理的帰結としての規制緩和、自由化政策を伴うこととなった。そして、政府または政府企業の民営化は、規制緩和政策の一部分を構成する。

本稿では以上の認識にたって、アキノ政権の民営化政策を総合的に論ずるが、まず民営化の原因となったフィリピンにおける政府企業の増大、非効率に関し、政府企業の歴史、マルコス前政権期における政府の経済活動への過度の介入の観点から言及する。次いでアキノ政権下で本格的に取り組まれることとなった民営化政策の基本的特質、現状と問題点を中心に分析する。最後に民営化政策をアキノ政権のいま 1 つの重要施策である農地政革計画との関連で検討を加えることとする。

I フィリピンにおける政府企業の増大

1. 政府企業の歴史

第 2 次世界大戦以前は、フィリピンにおける政府が所有または所有権を有する企業（以下、政府企業）は金融、公共事業および農業開発に限定されてきた。アメリカの統治下で設立された政府企業⁴は、公共交通機関、金融業などを経営していた。たとえば、マニラ鉄道会社(MRC)、フィリピン国立銀行

(PNB)，および国営開発会社(NDC)があるが，アメリカ統治下の最後の総督の報告によると，損失を計上したMRCを除いては当時の政府企業の各社とも損失を計上している⁵⁾。

この間に政府企業は漸次増大してきた。コモンウェルス政権期は経済活動の主要な分野は農業であり，農業，流通開発の目的で設立された政府企業は，国営コメ・トウモロコシ会社(National Rice and Corn Corporation, 1936年)，国営アバカ繊維会社(National Abaca and other Fibers Corporation, 1938年)，国営ココナツ会社(National Coconuts Corporation, 1940年)および国営貿易会社(National Trading Corporation, 1940年)があった。フィリピン国立銀行(PNB)は当時，農業分野の資本調達をする唯一の金融機関で，砂糖産業に対し独占的に貸付を展開してきた。1938年には農工業銀行(Agricultural and Industrial Bank)が設立され，これは後に戦後復興公社(Rehabilitation Finance Corporation)に吸収され，今日のフィリピン開発銀行(DBP)の母体となった。

一方，政府主導による経済活動への参加は，1915年以来はやく進行し，農業部門だけではなく，数々の分野に及んでいたとの指摘がある⁶⁾。数多くの政府特殊会社が設置され，たとえば，国営石油会社(National Petroleum Company)，国営製鉄会社(National Iron Company)などがそれである。また拡大する政府の介入の調製機関として国家経済評議会(NEC)が1936年に設けられ，さらに国策会社として国営開発会社(NDC, 1919年設立)を1936年に再編した。両機関はフィリピン人経営者育成を促進するための広大な権限を付与されていた。これは当時は多くの実力をもった資本家，企業家が外国人所有，または経営権を支配する企業のもとにあり，この是正を企図したことによる。

戦争の開始とともに，緊急管理庁(ECA)が設置され，戦時下のすべての政府による厚生政策，同計画は，同庁が遂行するとした。

戦争終結直後の復興期には，政府企業は著しく増大した。1945年から59年の15年間に政府企業は新たに30社が設置された。ところが政府企業は活動の

活動拡大にもかかわらず、その範囲は従前と同一の分野に固執していた。かくして、これら政府企業の多くは公共事業、社会資本に集中した。マニラ鉄道会社 (MRC)、首都圏水道局 (MWD) および国営電力会社 (NPC) がそれである。農業、流通分野は政府企業も少なく、たとえば、国営煙草会社 (National Tabacco Corporation) および国営食料生産会社 (National Food Products Corporation) がある。残りは金融機関で、フィリピン国立銀行、農業融資協同組合庁 (ACCP) および公務員保険機構 (GSIS) がそれである。この時期に、国家土地移住会社 (National Land Settlement Corporation) および農村開発庁と、統制的役割を担った政府企業が登場した。

1950年代、60年代には、政府企業の活動の重複などの警戒すべき傾向があらわれた。政府機関の再編に着手されたが、いずれも失敗に終わった。1967年までには政府企業は44社に達した。かくして政府企業は、指導的地位にある政治家の経済的、政満的権力強化のための主要な活動の場と化したのである⁷⁾。

2. マルコス政権下の政府介入

マルコス政権の戒厳令下および1980年初期には政府企業の数、規模および投資金に関するのみではなく、財政部門全体についてもこれまでにない政府の介入がみられた。

政府企業の増大に関してみると、その理由として次の3点をあげることができる。

(1) 1970年代の、第1次、第2次オイルショックである。たとえば燃料を石油から石炭に転換を計ってきたセメント会社は設備投資による債務の返済ができなくなった。

(2) 米国レーガン政権による高金利政策である。しかしながら、1980年代初めのフィリピン経済の停滞にもかかわらず、支払い不能に直面した企業は政府金融機関、主としてフィリピン開発銀行、フィリピン国立銀行によるダシオン・エン・パゴ取り決め⁸⁾によって生き残り得たのである。そ

表1 政府企業数の推移

(1984年12月31日現在)

	親企業	子会社	政府取得資産企業	計
1970年	47	18	—	65
1975	71	49	—	120
1981	92	120	—	212
1984	93	153	57	303

出所：*Presidential Commission on Reorganization (PCR), Medium-Term Philippine Development Plan, 1987-92, Republic of the Philippines, 1986*, p. 393.

ればかりか、ダシオン・エン・パゴ取り決めを曲解し、借入債務を資本に転換（ミクロベースの債務の株式転換）し、かくして、政府取得資産業⁹⁾ (quired asset corporation) に分類される政府企業が輩出したのである。この結果、1984年末には政府取得資産企業だけで57社に及んだ。これらは支払い不能の企業である。

(3)第1次オイル・ショック会降の国益保護の必要性である。フィリピンは非石油輸出産油国である。石油供給の安定的確保のため、政府は1973年10月に外資系のエッソ・フィリピンズを買収し、フィリピン国家石油会社 (PNOC) を設立した(大統領令334号)。さらに1976年4月にはエネルギー開発、同探索(たとえば、石炭、地熱エネルギー、石油探索など)を義務づけた(同927号)。同時に多くの子会社を設立し、その数は1990年現在では13社にも及ぶ。

以上のような政府企業の増加は以下の事実によって指摘できる。

第1に、政府企業の数は、表1に見るとおり、1970年の65社から空前の増加を示し、1984年には303社に達した。この内訳は親会社が93社、子会社が153社、政府取得資産企業が57社となっている。

第2に、国内生産に占める公共投資の増大である。これは第1次オイル・ショック以降に計画された11大工業プロジェクトの開発にもみられるとおりである。

第3に、大統領に政治的、経済的権限が集中した結果、クローニーが台頭

表2 分野別政府企業¹⁾のGDPシェア（付加価値ベース）

1) 対象政府企業数は、1984年PCR調査に回答した162社。ただし、83年以前の対象政府企業数はこれより少ないものと思われる。

2) 原表でも異常に少ないが、理由は不明。

出所 : Manasan, R. G. et al., The Public Enterprise Sector in the Philippines: Economic Contribution and Performance, 1975-87 を参考。NEDA 資料で一部修正。

したことである。経済活動への政府の介入を正当化するため、688の大統領令(PD)および283の通達(LOI)が布告された¹⁰⁾。

第4に、政府の生産物、金融市場に対する介入が深化したことである。これを政府企業ベースでみると、生産物市場では国家砂糖交易会社(NASUTRA)が砂糖、ユナイテッド・ココナツ精油会社(UNICOM)がココナツ取引を独占した。金融市場をみると、政府金融機関(GFIs)、たとえばフィリピン国立銀行(PNB)およびフィリピン開発銀行(DBP)は開発資金の配分での役割を増大させた。これを数字で例示すると、フィリピン中央銀行によるGFIsの4銀行、すなわちPNB,DBP,フィリピン農地銀行(LBP)、およびフィリピン退役軍人銀行(PVB)、に対する融資比率は、1971/75年の27.0%から1981/82年には45.1%に拡大した。公共部門投資比率の拡大とともに、政府企業の役割も増大したのである¹¹⁾。

表2によると、政府企業の国内総生産(GDP)における電気、ガス、水道から構成される公共事業部門の占める割合は1984年には76.8%に達した。さらに、金融部門は1984年を除き、1975年以来、30%台を維持してきた。このことは、政府企業の示す地熱発電、水力発電の開発、および開発融資における役割を示す証左である。

では次に、政府の経済活動への介入によってもたらされた政府企業経営の問題を検討してみよう。

政府の加入は種々の経済分野に影響を与え問題を生じたが、それがさらにクローニーによる「政治的ネポティズム」が台頭したことで、問題に構造的な歪曲が深化した。これは次のような事実によって明らかにされる。

- (1)政府機関による事業活動の重複である。住宅事業を例にしてみると、同時に3機関が設立されたのである。居住開発会社(HSDC)、国家住宅庁(NHA)および国家住宅会社(NHC)がこれにあたる。そしてこうした住宅建設プロジェクトがマルコス前政権下では大統領夫人によって掌握されてきたのは周知の事実であった。またタバコ産業をみると、フィリピン・ヴァージニア煙草委員会(PVTB)、およびヴァージニア煙草薪炭

表3 会計検査院の政府企業監査実施状況
(1984年12月31日現在)

	親企業	子会社	政府取得資産企業	計
監査を受けた政府企業	71	56	0	127
監査を受けなかった政府企業	18	80	57	155
活動停止中の政府企業	4	17	0	21
計	93	153	57	303

出所: Commission on Audit, 1984 Annual Report, Vol. 11, Government-Owned and Controlled Corporations, 1985.

会社の2社が設置された。

(2)政府企業が政府金融機関の役割を一部担っていた。これは不正の温床にもなった。地方水道事業庁 (LWUA) および技術生計資金センター (TRC) がそれである。さらに悪評が高かったのがココナツ農民から課徴金を徴収したフィリピン・ココナツ庁 (PCA) で、あたかも徴税機関のごとく位置付けられた。

(3)上級官僚による政府企業役員への兼任の増大である。会計検査院報告によると、前政権下でのジェロモニ・ベラスコ・エネルギー大臣は、フィリピン国営石油会社会長職を含め、43もの役職を兼務していた¹²⁾。

(4)政府企業の半数が会計検査院の監査を免れていた。表3にみるとおり、1984年末現在で政府企業303社のうち、155社が監査を拒否したのである。とくに子会社の多くは司法省見解62号(1976年)および同134号(1983年)を盾に、会社法に準拠して設立された子会社は会計検査院の監査の対象とならないと主張したのである¹³⁾。

このように、政府企業の増大、それらの財政赤字に苦しむことになった。これを数字でみると、総国内資本形成に占める政府企業の投資支出比率は1975年の13.7%から1984年の34.1%にまで拡大した¹⁴⁾。

一方、政府企業の收益率は1975年以来徐々に減少し、75—84年の資本利益率は年平均2.9%，総資産收益率は同3.7%である。これは全国企業の総売上で上位1000社の資本收益率が7.2%であるのに比較して51.4%にすぎない¹⁵⁾。

表4 政府企業¹⁾ 貯蓄不足と中央政府財政赤字

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
(単位: 100万㌦)										
政府企業部門										
投資支出	4903	17185	11028	9452	15879	12392	26767	19927	19917	31357
貯蓄 ²⁾	973	1316	1662	1315	1643	2217	3314	4203	4200	1721
貯蓄不足	-3930	-15869	-9366	-8137	-14236	-10175	-23453	-15724	-15717	-29636
対 GNP 比(%)	(-3.43)	(-11.95)	(-6.07)	(-4.60)	(-6.44)	(-3.83)	(-7.72)	(-4.69)	(-4.15)	(-5.62)
貯蓄不足調達	3930	15869	9366	8137	14236	10175	23453	15724	15717	29636
政府債券分(純)	1319	2172	2877	3467	5130	6357	8545	9656	5959	14350
国内借入れ(純)	1622	11941	2	-103	4459	436	13336	-3066	3522	2051
外国借入れ(純)	989	1756	6487	4953	4647	4254	1572	9134	6236	13235
中央政府部門										
歳入	—	—	19959	24073	29470	34731	35933	38205	45632	56861
歳出	—	—	22811	26240	29812	38118	48079	52610	53063	66689
経常支出										
資本支出			17719	19230	20608	24516	26390	31746	34522	42873
純償付			5047	6772	8351	12927	20760	18646	16148	19630
黒字または赤字			45	238	853	675	929	2218	2393	4186
対 GNP 比(%)			—	-2832	2167	-342	-3387	-12146	-14405	-7431
			(-1.85)	(-1.22)	(-0.15)	(-1.28)	(-4.00)	(-4.29)	(-1.96)	(-1.86)

注: 1)58社。2)税引き後、純利益+減人償却。

出所: 政府企業部門は表2と同じ。中央政府部門は、NEDA, Statistical Yearbook,各年版。

以上の結果、表4のとおり、政府企業の貯蓄不足は1975年の対国民総生産(GNP)比3.4%から、年ごとに変動はあるものの、動向としては徐々に増加し、81年には7.7%に達した。そして81年貯蓄不足の234億5300万ペソのうち36.4%が政府資本支出で調達された。かくして同年の政府財政赤字は対GNP比で4.0%に達したのである。

このため1980年代初期には財政赤字削減が優先課題となり、マルコス前政権は構造調整策を導入することになった。これは同時に世界銀行による構造調整(SAL)Ⅰおよび構造調整融資(SAL)Ⅱの政策条件でもあった。さらにSALには第18次スタンダバイ・クレジットがリンクしており、同クレジットのマクロ経済目標には主要な政府企業13社の赤字削減が含まれていた。

マルコス政権下での民営化の取組みは政権の末期に着手されたが、実効を見るいともなく同政権は崩壊した。まず1986年2月に大統領令2029号をもって政府企業の任務を規定し、同2030号では政府機関の所有する、政府企業の定義に該当しない資産の段階的処分を規定した。しかしながら、政府企業改革の挑戦にむけた強い決意が欠落していた。しかしながら同2030号は、後述のようにアキノ政権の民営化計画の根拠となる布告50号の先駆けとなったのである。

II アキノ政権の民営化政策

1. 民営化政策の特質

前節で述べたようにマルコス前政権では政府企業の民営化は、計画が検討されたものの実行には移されなかった。本格的な民営化計画はアキノ政権のもとで取り組まれることとなった。

アキノ政権の民営化政策の特質として次の3点を挙げることができる。

第1に、民営化が政府による構造調整政策のもとで取り組まれる点である。そしてこの調整政策が国際金融機関、とりわけ世界銀行によって支持されている。

第2に、民営化政策がマルコス前政権により歪曲された経済の復旧を目的としている点である。その意味では、「脱マルコス社会」の構築をも意図している。

第3に、民営化による収入の主要な部分がアキノ政権の優先する重要な政策の1つである農地改革の資金に充当されるという点である。

以上のように、これらの民営化政策の特質は、民営化が政府企業の売却を意味するだけでなく、他の諸改革にも関連づけられている。具体的にはフィリピンにおける民営化は、次の3区分に分類できる。

- (1)政府金融機関(GFIs)，とくにフィリピン国立銀行，フィリピン開発銀行の所有する不良資産 (non-performing assets, NPAs) の売却。これにより GFIs の政策をはかると同時に、政府の財政負担を軽減し、かつ GFIs の金融市场における役割を最小限にする。
- (2)政府企業の売却、政府企業に対する補助を軽減し政府の財産負担の削減をはかり、また民間部門を活性化させる。
- (3)大統領行政規律委員会(PCGG)が回収したマルコス一族、クローニーおよび彼らのダミー（以下、マルコス一族など）が所有、支配した不正取得資産の売却。

2. 民営化委員会、資産民営化トラストの役割

アキノ政権になり、1987年3月に世界銀行は比政府にない3億1000万ドルの経済復興融資(ERL)を成約した。同融資に支援された経済プログラムには、①税制改革、②貿易自由化計画の継続、③公共投資計画の再編、および④政府金融機関の改革が含まれていた。このように ERL は、前節で述べたマルコス前政権下で1980年代初期に実行された構造調整融資(SAL) I および SAL II を補完するものであった。とくに ERL は上記④に関連して PNB および DBP を含む GFIs の6行の改革および政府が取得した民間銀行6行の処分をも盛り込んだ構造調整を勧告した。

とくに④の政府金融機関の改革は、PNB および DBP の2行の合算ポート

フォリオの80%が不良資産であるために優先課題であった。

世界銀行は ERL にくわえて1988年6月にフィリピンに対し2億ドルの政府企業合理化支援融資を承認した。1986年12月には布告50号および同50-A号をうけて、民営化委員会(COP)、資産民営化トラスト(APT)の2機関が設立された。COPは民営化計画策定を担当することになった¹⁶⁾。一方、APTは不良資産、政府企業および資産の売却を担当することになった。COPおよびAPTの存続機関は布告50号により、おのおの5年間に定められた。

3. 大統領行政規律委員会の役割

アキノ政権発足の直後、1986年2月28日に行政命令1号が布告をもって、政府は大統領行政規律委員会(PCGG)を設置した。PCGGの主要な機能は次の3点であった。

- (1)マルコス一族およびその仲間による不正取得資産の回収
- (2)大統領命令による不正利得、不正行為の調査
- (3)過去の悪しか慣習の再発防止のための防止措置を講ずる¹⁷⁾。

この目的のため、PCGGには不正取得資産の差し押さえ、凍結などの権限が全面的に付与された。しかしながら、このなかで最も重要な差し押さえについては、これが「一応の証拠」によってなされたため、後述のように元の所有者から所有権をめぐり訴訟に直面することになった。

III 民営化の現状と問題点

1. 不良資産の売却とその方法

1986年6月末までに399件、簿価に付帯費(政府金融機関による満期前債務の保証に付帯する偶発債務)を加えた売却資産原価は1245億2500万ペソの不良資産が政府に移管され、APTにより処分されることになった。これはPNBおよびDBPの2行から移管されたもので、資産原価は1986年の国家予算の1.2倍にも達する。

表5 資産民営化トラスト(APT)による不良資産売却状況

(1990年12月31日現在) (単位:100万ペソ)

売却の方法	件数	売却価格	売却資産原価 ¹⁾	評価額
全部売却	176	22394	63594	20532
APTによる売却	245	21527	56328	20530
1. 競争入札	107	4594	21821	4472
2. 直接債務者売却 (平均評価法)	23	1375	2499	1240
〃 (移管価格法)	34	2961	4474	4207
3. 債権回収	15	4080	4106	3640
4. その他の方法 (随意契約など)	66	8517	23429	6971
APT以外による売却	34	867	7265	—
5. 政府金融機関による売却	28	737	6293	—
6. その他の方法	6	130	973	—
部分売却	54	2042	—	1590
APTによる売却	114	1791	—	1556
1. 競争入札	61	1220	—	1165
2. 直接債務者売却 (平均評価法)	5	149	—	126
〃 (移管価格法)	2	12	—	9
3. 債権回収	0	0	—	0
4. その他の方法 (随意契約など)	46	410	—	257
APT以外による売却	10	251	—	—
5. 政府金融機関による売却	8	14	—	—
6. その他の方法	2	237	—	—
計	230	24436		

注:1)移管価格および偶発費用。

出所: Asset Privatization Trust, 1990 Annual Report.

1990年末現在の不良資産の売却の進捗状況をみると、表5のとおりである。売却済みの不良資産は230件、売却額は244億3600万ペソ(部分売却、その他を含む)でAPTが掲げてきた売却目標の250億ペソはほぼ達成した。しかしこのうち実際の国庫への送金は143億6300万ペソで、これは目標額の56.6%にあたる。

不良資産の売却処分の方法には、次の6通りがある。

- (1) APTによる競争入札
- (2)債務者による直接債務売却 (DDBO)
 - a, 抵要資産の2つの評価額の平均値プラス10% (DDBO-AV)
 - b, 移管価格プラス1986年6月30日起算の利息 (DDBO-TP)
- (3) APT処分による回収

- (4) APTによるその他手段による売却
- (5)政府金融機関 (GFIIs)による売却
- (6) APTまたはGFIIs以外の機関による売却がある。

競売入札による売却で最大のものは、ノノク鉱業会社資産で71億1100万ペソで処分された。ついでブキドノン製糖会社の資産が7億3000万ペソ、フロロ・セメント会社の資産が5億900万ペソで売却された。

ここで重要な点を指摘すると、不良資産には基本的には2つの資産に分類される。すなわち、金融資産 (FFAs) と実物資産 (PFAs) である。

金融資産は抵当権の行使前の資産で、次の5種類に分類される。①債務者企業の実物資産（一般的には工場総体資産）を担保とした約束手形およびその他の金融債権、②債務者（または他の）企業の株式（普通株、優先株など）、③リース契約（買取契約付き、または同契約なし）④割賦販売契約、⑤繰り延べ債務などが含まれる。

これに対し、実物資産は抵当権を行使した後の資産である。すなわち、GFIIs（または中央政府に代わるAPT）による抵当権行使、またはダシオン・エン・パゴ取り決めにより取得された資産で、この資産の多くは総体資産（生産施設）からなる¹⁷⁾。

2. 不良資産売却の問題点

政府は、5年計画で399件の不良資産の売却を目的としている¹⁸⁾。1990年末現在ではPNBおよびDBPから移管された資産のうち212件が未処分の状態である。残りの資産リストのうち55件が「販売手続き中」に分類され、80件が「法律手続き中」、34件が「省間調整中」、21件が「会計手続き中」、22件が「特別手続き中、その他」となっている。すなわち、残りの資産のうち37.7%が法律問題に直面しているのが容易にわかる¹⁹⁾。

では不良資産の売却にはどのような問題があるかみてみよう。

第1に、法律問題であった。とくに金融資産の売却が進行していないのである。（表5のとおり DDBO の実情は低い）これは、PNBおよびDBPから

移管された399件の資産のうち約100件はすでに抵当権が行使された実物資産であったが、残りの30件近くがまだ抵当権を行使されていない金融資産であった点に起因する。買い手は担保の実物資産を必要としているわけであり、金融資産の売却に際しては金融資産の売り手は、当該担保物件の抵当権者と債務返済契約にしたがい買い戻し特権の喪失など合意を整える必要がある²⁰⁾。この合意がない場合には、金融資産の買い手は、抵当権者から入札の方法などの異議申し立てに直面する。

資産民営化トラストは、訴訟による遅れ、あるいは中断を避け、金融資産売却を促進するため、以下のような債務者に対するインセンティブ付与を検討した²¹⁾。

(1)債務者をして明白な形で抵当権行使に同意させ、

- a, 個人保証に対する不足分請求放棄および
- b, 入札額に5%上乗せを条件に買い戻し特権を喪失させる。

(2)金融資産売却に適用されてきた DDBO より多面的に適用できる直接債務の標準化。今まで DDBO の価格決定の基礎として民営化委員会が認定したのは DDBO-AV および DDBO-TP の 2 つの DDBOs である。

(3)1988年 1 月に資産民営化トラストは金融資産の入札取り決めを制定した。同取り決めでは落札価格の50%までを落札者のエスクロ（第3者預託）口座とし、ここから回収経費および、抵当権の行使にいたるまで、または落札者の納得する条件で融資金の完済にいたるまでに生じた経費を引き出す。訴訟費用、未納税金、未払賃金、利息、資産の原価償却費を控除した残額を国庫に返納する。

ところが以上の金融資産の売却促進策にもかかわらず、1990年末現在では、上記(3)の50%エスクロの適用例は皆無であった。例外的には100%エスクロ、無利息を適用したアイランド・セメント会社の 5 億300万ペソの資産売却であったが、これは実物資産であった。

不良資産の売却に関する問題の第 2 は、回収率、つまり売却価格の売却資産原価（簿価プラス付帯経費）に対する比率が低いことである。これは個々

の資産の担保能力の低さに起因する。

1990年末での、APTによる部分売却を除く回収率は38.2%である。一方、APT以外による売却では同率は11.9%にすぎない。条件のよい資産は売れ行きがよく、残りの資産は買い手にとって魅力に欠けるものとなろう。

第3に、あらたに独占を招来するとの危惧が提示されたことである。もちろん、一方では独占は民営化以前の問題との指摘もある。APTは入札に際し市場を制する特別な団体に対する売却は禁止しているものの、実際には後日の非公式なカルテル形成を阻止することはむずかしいようである²²⁾。

げんにアイランド・セメント会社のソリッド・セメント会社への売却にさいしては、ソリッド・セメント会社はリサール・セメント会社の同系会社で、両者ともにフィリピン投資経営会社(Philippine Investment Management Consultants, Phinma)の傘下にあった。そして Phinma はこの他にもセメント会社4社を経営しており、アイランド・セメント会社の取得で Phinma は市場シェアを36%から46%に拡大させた²³⁾。

第4に不良資産の売却の遅れで多額の損失を生じていることである。現存の不良資産の市場価格は100億ペソとの指摘があり²⁴⁾、この場合に機会費用として年間37億ペソの隠れた経費がある。これは利息(国債利息相当)24%, 減価償却費10%, および管理経費3%(保険, 警備, 税金など)から構成される。

IV 政府企業の民営化

1. 民営化の方法

フィリピンにおける政府企業の民営化は政府企業合理化計画の一環として実行されており、同計画は前述のように1988年7月に世界銀行が承認した2億ドルの融資により支援されている。

政府企業の民営化に関しては、1987年2月に民営化委員会(COP)がガイドラインを発行した²⁵⁾。その主要なものは以下のとおりである。

(1) COPは民営化過程を監視するとともに、個々の企業の民営化に一次的

責任を負う民営化実行機関（DEs）を指定する。

(2) COP は DEs に対し民営化の詳細スケジュールの策定を指示する。

(3) COP は資産評価、新規投資家の開発、株式の処分の方法をきめる。

ここで特色的なのは、APT 以外にも子会社をもつ親会社、政府機関が DEs に指定されたことである。すなわちこの段階で APT がすべての政府企業の民営化を担当するわけではなくなった。

また、DEs は個々の民営化計画の COP への定期的報告を義務づけられた。民営化計画がスケジュールを達成できないときは、COP は APT に対して民営化計画の完遂を命じ、当該 DE に対し技術的援助の方策を与えるとした²⁶⁾。

これに先立ち、一方では1986年3月に行政命令5号で大統領行政改革委員会(PCGR)が設置され、政府機関改革を意図し政府企業の分析を実施し、その結果は1987年2月に予算管理省に対して政府企業部門報告書²⁷⁾として提出された。PCGR 自体は時限立法で18ヶ月をもって消滅したが、その役割および機能は予算管理省に移管された。そして、同上報告書に示された提言は、民営化に関しては COP において検討され、民営化対象の政府企業認定の基礎となつた²⁸⁾。これは上記の COP のガイドラインにも明記されている。

現存の政府企業の監視も民営化とならんで重要事項である。マルコス前政権下の1984年2月に行政命令936号をもって政府企業監視調整評議会(GCMCC)が設置されている。GCMCC の機能はその後、1987年7月に強化された。政府企業の全体的な検討、監査および評価の改善が進んだ。

新政権下での政府企業の監視は、1988年2月の省令59号によってなされた。本来民間部門に主として当てられた分野および活動に対する政府の介入、参画を定義づけ、これを次の条件で正当化した（省令59号3節(c))。

- (1)財・サービスの性質が通常の政府規制より少ない規制を必要とする場合、
- (2)政府の意図が直接出資の有限責任の範囲である場合
- (3)設立された政府企業が財政的に自立が予測される場合

また同省令では GCMCC の役割をさらに拡大し政府企業に関する提言、研究の評価をも担当することとなった。

2. 民営化される政府企業

以上のように、一連の法律、行政命令の発行、たとえば、行政命令(EO)5号、236号、布告50号、同50-A号、省令59号、COP ガイドラインにより、民営化政策に関する行政機関が設置された。すなわち PCGR、COP APT GCMCC がそれである。かくして政府に政府企業合理化計画が発足したのである。

政府企業民営化の実績をみると、1990年末現在では、政府企業301社が大統領に合理化勧告をされた。このうち124社が民営化対象となり、大統領の勧告を受けた。政府企業として存続するのは78社に限定された。残されたのは、統合整理18社、関連政府機関に吸収19社、廃止57社および民間財団に転換、関連企業に吸収5社である（表6参照）。

政府企業合理化計画の影響は規模において多大であると予測される。当初の予算管理省による計画では、民営化は132社を想定していたが、この場合には総資産額1261億6300万ペソ、総資産金額152億4000万ペソ、従業数5万1538

表6 政府企業合理化計画

(1990年12月31日現在)

合理化を 勧告された 政府企業	現況				保留
	合理化が 承認された 政府企業	全部実行 および 処分	部分実行 および 処分		
民営化	124 ⁵⁾	123 ¹⁾	24 ¹⁾	33 ²⁾	66 ³⁾
廃止	57	57	10	38	9
関連政府機関に吸収	19 ⁶⁾	16	6	7	3
民間財団に転換	5	5	—	5	—
親企業等との整理統合	18	18	12	3	3
存続	78	40 ⁴⁾	40 ⁴⁾	38	—
計	301	259	92	124	81

注：1) 布告50号に先立って民営化された政府企業4社を含む。

2) 解散手続中の10社を含む。

3) National Research Council of the Philippine (法律6977号で設立) を含む。

4) 落札しなかった10社を含む。

5) 見直しとなった1社を含む。

6) 見直しとなった3社を含む。

出所：Department of Finance, Committee on Privatization.

表7 売却すみの政府企業

(1990年12月31日現在) (単位: 100万ペソ)

	民営化 実行機関	売却収入	売却先
全部売却 ¹⁾		(3200.4)	
1. Asia Industries, Inc.	NDC	131.8	D. M. Consunji, Inc.
2. Beta Electric Corp.	NDC		Gadelius Kabushiki Kaisha
3. Coco-Chemical Phil., Inc.	PNB	32.0	Macoil, Inc.
4. Commercial Bank of Manila	GSIS	510.0	First National Bank of Boston Three Eight Corp., Ace solid Holdings, Inc., Cabien Corp. Davao United Engr & Equipment Corp.
5. Bavao Equipment Mfg. Corp.	PMS	6.6	複数社
6. Gasifier & Equipment Mfg. Corp.	DA	6.0	Binalbagan-Isabela Sugar Co., Inc.
7. Hotel Enterprises of the Phil.	GSIS	325.0	
8. Luzon Integrated Services, Inc.	NDC	6.6	Peak Services Corp.
9. Marina Properties	NDC	1777.8	Tan Yu Group of Cos.
10. Maunlad Savings and Loan Assoc.	HIGC	14.1	Mr. Antonio Turalba
11. Monte Maria Poultry Farms, Inc.	PMS	3.1	Mrs. Dalisay Soriano
12. Mindanao Textile Corp.	NDC	23.6	Arthur Tan
13. National Marine Corp.	NDC	168.0	Magsaysay Lines, Inc
14. National Precision Cutting Tools	NDC	21.3	Nachi-Fujikoshi/Mr. Toru Takaba
15. National Slipways Corp.	NDC	38.0	Commodity Transport Corp.
16. National Stevedoring and Literage Co.	NDC	50.2	複数社 (被雇用者)
17. Pilipinas Bank	PNB	38.6	Prudential Bank & Trust Co.
18. Primary Food, Inc.	PMS	2.2	Mr. Teddy P. Lunio
19. Tacoma Bay Shipping Co.	NDC	10.0	William Lines
20. Usiphil, Inc.	NDC	35.5	複数社
部分売却		(3168.4)	
1. Carmona Woodworking Industries, Inc	APT	14.9	複数社
2. Furniture Mig. Corp. of the Phil.	APT	0.4	複数社
3. International Corporate Bank	NDC	297.6	American Express Bank
4. National Shipping Corporation	NDC	273.6	A. P. Madrigal & Steamship, Co. Inc.
5. Negros Occ. Copperfield Mines, Inc.	NDC	164.5	複数社
6. Phil. Cotton Corp.	APT	28.7	Mr. Alfredo Dyjuangco
7. Phil. Dairy Corp.	DA	13.0	複数社
8. Philippine National Bank ²⁾	PNB	1836.0	複数社
9. Philippine National Lines	NDC	1.8	複数社
10. The Energy Corp.	NDC	2.3	複数社
11. Union Bank of the Phil. ³⁾	SSS	518.6	Aboitiz Group of Cos.
12. Woodwaste Utilization & Devt. Corp.	APT	17.0	複数社
計		6368.8	

人にも及ぶ²⁹⁾。なお、これらの数字は表6の大統領の承認した126社のそれに近いと思われる。

政府企業の民営化に向けてのスケジュールは、前述の世界銀行の政府企業合理化計画支援融資の政策封緘である。具体的には、売却可能な形態にし、かつ売却公募手続きを、

- (1)1989年末までに、最低政府企業数30社または売却資産総額の20%
- (2)1990年末までに政府企業数60社または売却資産総額の50%について完了させるとしている³⁰⁾。

3. 政府企業民営化の進行状況

1990年末現在では民営化の勧告をうけた政府企業124社のうち123社、総資産額960億、総資本金額120億ペソが大統領の承認を受け、現在は民営化実行機関（DEs）に配分されている。

かくして、APT以外に14機関がDEsに指定された。これには国営開発会社（NDC）、フィリピン国立銀行（PNB）および公務員社会保険機構（GSIS）が含まれ、この3機関にAPTを加えた4機関は民営化予定の政府企業81社、総資産簿価の81%にも及んでいる。

政府企業民営化の実績をみると、1990年末現在、政府企業の売却で64億ペソの収益があった。この内訳は全部売却が24社、32億ペソおよび部分売却が23社、32億ペソである（表7参照）。

次に目標の達成率をみると、COPは年次報告により1990年末までに政府企業67社、つまり民営化承認された123社の54%を売却公募した。この67社の資産は民営化承認となった対象資産約40%に相当する³¹⁾。

注：1)布告50号以前に民営化された4社を除く。

2)PNBの子会社9社の部分売却。

3)UBPの子会社2社の部分売却。

出所：Committee on Privatization, 1990 Annual Report.

COP は目標を達成したとしているが、実際に収益を計上したのは、64億ペソでこれは民営化承認分の総資産額のわずか5.1%にすぎない。

COP 報告によると、国営開発会社 (NDC) は子会社36社のうち20社を処分したとしている（全部売却、部分売却、解散）³²⁾。しかしながら NDC の子会社の大口である、国営製鉄会社 (NSC) およびフィリピン磷酸肥料会社 (PHILPHOS) は未処分のまま残されている。

このほかの DEs による子会社の処分は件数、金額ともに芳しくない。唯一例外的に進行したのは、PNB の部分売却（資本金の30%）である。その他の民営化は進んでいない。

4. 政府企業民営化の問題点

民営化政策が直面した最初の主要な問題は政府企業売却による実際の収益額での低い達成率である。前述のように、大口の政府企業の民営化は進行していない。

筆者が、民営化実行機関 (DEs) の経営者に意見を求めたさいにも回答は皆一様に、1990年のルソン島地震、湾岸危機で悪化した経済環境の好転を待つのが賢明とのことであった³³⁾。

これに対して、有望な買い手、関心筋の間の共通な認識として、政府企業民営化の低迷は委任された経営代理人が利害関係を築いてしまっており、また当該資産の特権を享受している。それ故に、民営化への対応への努力、意欲に欠けるのである、との指摘がある³⁴⁾。

第2には、資金源の不足である。フィリピンの金融市场は狭く、予定される売却額を即座に引き受けるのに十分な資金調達力がない。民営化の承認された政府企業123社の総資本額だけで120億ペソに達し、これはマニラ証券取引上場企業の資本時価総額の約3分の1に相当する（1987年平均）。この結果、外国投資家への売却が検討されている。

かくして民営化スケジュールを計画どおりに進めるべく政府が計画遂行を促進するための、以下のような民営化メニューの多角化戦略を検討した³⁵⁾。

- (1)分割民営化。とくに大企業に対し経験側、労働側による株式所有、および事業部に分割して民営化。
- (2)対外債務軽減策と連携した債務の株式化、債務の資産化の推進。
- (3)外国（または国内）企業と合弁企業のを設立し、資本、技術の供与をうける。
- (4)民間企業と経営陣を民営化。
- (5)インベストメント・ファンド募集。金融機関の役割を担い、個人、企業などは年金基金から資金を募る。

民営化の遅れの現状を改善すべく、1990年10月に世界銀行のミッションが訪問し、フィリピン民営化基金（PPF）を提言した。同融資は対外債務の買戻し資金として、おもに選別的に大企業の民営化を保証し、同時に政府企業の制約の解決を企図するものである。

しかしながら、PPFは実行に際しての制度上の難点があり実現していない。他の金融機関の援助を検討中である。

第3の問題は、だれに政府企業、とくに大企業が売却されるかである。ここでは国営製鉄会社（NSC）とフィリピン航空会社（PAL）の例をみてみよう。

もともとは NSC はハシント一族、PAL はトダ一族が所有していた民間企業であったが、マルコス政権下で政府に取得されて、政府企業となった。

NSC の場合は、ハシント一族が最大株主のイリガン総合製鉄会社（IISRI）の資産が経営不振に陥り、1974年にフィリピン開発銀行が担保資産に抵当権を行使した³⁶⁾。同時に NDC が DBP により創立され同資産をリースされ、81年には NSC は IISMI の資産を取得し、また NDC が NSC を全面的に所有した。

PAL については、トダ一族はその持株会社ルビコン社により1977年にいたるまで同社の株式74.2%を所有してきた。ところが1979年にマルコス政権の圧力により、トダはその持ち分を公務員保険機構（GSIS）に売り渡さねばならなくなってしまったのである³⁷⁾。

ハシント、トダの両一族とも、それぞれの元の会社の返還を繰り返してきた。しかし以下のように返還の可能性はきわめて乏しい。まず、ハシントについては、1974年のDBPによる抵当権行使は無効との訴えを1989年12月にイリガン地方裁判所に提訴した³⁸⁾。政府が先物外資取引でカバーをせず債務支払い不能になったとの主張である³⁹⁾。裁判はハシント側が勝訴したが、NSC最高裁に上告し、長引く気配である。

トダは、1979年のGSISへの売却は不当に低かったと87年に証券取引委員会(SEC)に訴えた。1990年11月、GSIS側が1億7000万ペソをトダに支払う和解が成立した⁴⁰⁾。

このように今後は元の所有者への政府企業売却の可能性は薄いといえる。政府の大口企業の民営化に関する立場は、これまでの見解を総合すると以下の3点にあると思われる。

- (1)政府は原則としてすべての持ち分を売却する
- (2)社員持ち株、または公募する
- (3)外国企業に改正包括投資法で規定する持ち分、あるいは国際慣行の認める枠内での所有を認める。

NSCCの民営化計画に関しては、民間の調査会2社⁴¹⁾が検討中であり、その全容は明らかでない。NDC担当者によると1992年3月に25%が金融市場で、続いて第2次分が45%、第3次分が30%民営化されるとされている⁴²⁾。

PALは現在GSISが74%、NDCが25%所有している。GSISはポートフォリオの一環として同社の株主にとどまっており、所有する資産売却の意志が弱いとの共通した認識がある。

PALの民営化に関しては、一連の調査がなされてきた。そのなかでPALの上級操縦者が設立した民間会社のバナハウ国際経営会社(Banahaw International Management Corporation, Bimacor)が100億ペソに達する民営化パッケージをGSISに提示した。これは最初の正式な提案とされる。同計画によると、同社の対外債務1億6000万ドルを清算したのちに、株式を従業員に24%、政府が15%、16%を地元証券市場で公募、外国航空機会社が35%，

Bimacor は10%を所有するとした⁴²⁾。なお外国資本持ち分の上限と説明されている。

NSC, PAL の両社の民営化に関しては 2 つの基本的課題が残されている。1 つは議会、言論など国内世論を国益を擁護にまわる大企業への外国資本参加をいかに説得できるかである。また従業員持ち株制度(ESOP)が経済情勢の良くない時機に成功するかである。発行価格、最低保有期間など条件の設定が時間を要することとなろう。

V 不正取得資産の回収

1. 不正取得資産の範囲

本稿では、大統領行政規律委員会(PCGG)による回収された不正取得資産(ill-gotten wealth)の売却をも民営化政策の一部として含めた。その理由は当該資産の売却が政府の管轄下にある企業の売却を意味するだけでなく、「脱マルコス社会」を実現に向けた経済構造改革の促進をも意味しているからである。実際にも回収された資産の売却は1989年省令43号により資産民営化トラストに委任され、また前述のように売却の収入は農地改革計画に使用が義務づけられた。

すでに述べたように、PCGG は1986年 2 月にアキノ大統領の最初の仕事として、準司法機能をもった特別な組織として設置された。その主要な任務は 20 年間にわたるマルコス前政権下でマルコス一族などによって蓄積された不正取得資産の回収である。

この任務を達成するため大統領は PCGG に対して、不正取得資産、財産が発見し得る会社財産、事業体の差し押さえの権限を付与した。

しかしながら1987年 2 月の憲法承認以前になされた当該資産の差押え、凍結命令は、憲法承認以降 6 カ月以内(1987年 8 月 2 日までに)に訴訟手続きが着手されない場合は、自動的に解除とみなされる⁴³⁾。このため期限直前の87年 7 月末までに、35 件、300 人、2 兆 6200 億ペソの民事訴訟を公務員犯罪特別

裁判所に提訴した。しかしこうしたマンモス訴訟は10年裁判になるとの指摘が出た。

こうした現状を打破すべく，PCGGは重点訴訟10件を「先行ケース」として，この回収に努力を傾注している。この場合の訴訟金額の規模は6835億ペソに及んでいる⁴⁴⁾。

マルコス前大統領が所有すると訴訟にもち込まれた不動産，資産の基本請求額は257億ペソになる。しかし，これにはスイス司法局が非政府に提示した資料が示すスイスの銀行口座にある3億4000万ドルの預金は含まれていない⁴⁵⁾。

現在まで裁判の進行はかなり遅れている。1990年末現在でPCGGから公務員犯罪特別裁判所に民事訴訟124件，最高裁判所に民事訴訟35件が提訴されている。うちマルコスに対する3件が本人死亡後不動産が代理で，審理中である。残りは依然予審法廷の段階である⁴⁶⁾。

裁判の遅れの理由は，PCGG側弁護人が，複雑な法律論争，かつ被告人あののによる憲法に条文化された正規の法律手続きを得る権利の主張に直面しているからである。というのも，不正取得資産の定義が不明確で⁴⁷⁾，かつ差押えまたは凍冷命令が「一応の証拠」を基礎にしており，この証拠が実際の裁判では十分な証拠能力がないことに起因する。

したがって，裁判が結審しないからには，差し押さえ資産（sequestered asset）の売却は実現しない。これまで売却されたのは，後述のようにいずれも明け渡し資産である。

2. 回収の進行状況

差し押さえによる不正取得資産の回収が困難に直面し，クローニーとの和解に頼ることとなった。1987年5月の行政命令4号，同年8月の同14-A号により，不正取得資産にかかる情報提供者の刑事免責の条項が規定された。これにより回収された資産を「明け渡し資産」（surrendered asset）と呼称した。

表8 和解により大統領行政規律委員会（PCGG）が回収した資産
 (1991年2月現在) (単位:100万ペソ)

	現金および未処分資産	評価額
ホセ・Y・カンポス	現金送金 土地197件 27社の利息	250.00 912.56 2589.44
	計	3752.00
ロベルト・ベネディクト	California Overseas Bank イススの預金口座 農地 配当送金簿価の51% Oriental Petroleum and Mineral Corp の株式1358万株 I B C-13 (テレビ局) Tracters Royal Bank の凍結基金 36社 (資産価値不明)	504.00 408.33 38.40 137.11 165.69 418.50 352.45 177.84
	計	2202.32
アントニオ・フロイレンド	現金送金 Lindenmore の不動産 Olympic Towers アパート #2443ハワイのマンション	70.00 70.00 103.00 30.00
	計	273.00
ベンハミン・ロムアルデス ロパー一族所有の株式	822万株の株式売却 ベンゲット社の株式822万株 配当 Mantrasco 施設 マニラ電力会社の株式2222万株	389.82 141.84 155.80 155.80 1999.14
	計	2686.60
レイモンド・フェルシアノ アナス・フォナシェル	Oil Drilling 社の株式売却 Cebu Plaza Hotel 売却 Argao Beach リゾートの回収利益 Kang Iraq Golf Course 11社	43.40 11.23 44.95 158.43 9.67
	計	224.28
ラソン/アレハンドロ	ラソンからの現金送金 アレハンドロからの現金送金	9.98 2.50
	計	11.48
アドナン・カシヨギ	絵画/ビバリーヒルズのマンション	221.2
	合計	約9400

出所: Presidential Commission on Good Government, "Report to the Nation 1991."

現在まで PCGG はマルコスと取引のあった16人、企業 3 社との和解を成立させた。これらは、ロベルト・ベネディクト、ホセ・カンポス、アントニオ・フロイレンド、アノス・フォナシエル、シメオン・アレハンドロ、エンリケ・ラソン、プラシド・マバ、ロレンソ・ベルガラ、ハイメ・ラヤ、ホセ・エドゥケ、ジェラルド・フロレス、リカルド・キントス、オスカー・カリーニョ、ロランド・ガブド、エプリン・シンソンおよびバルタザール・アキノであった⁴⁸⁾。

PCGG はかれらに対し、法廷での宣誓証言から得られた情報と交換に民事および刑事の訴追を免責した。

かくして PCGG による現金および資産の主要な資金回収は、マルコスの仲間との間の和解によりなされ、その額は 5 年間で 94 億ペソに達している(表 8 参照)。

5 年間の不正取得資産の追跡の結果である、実際の現金の回収をみると、アキノ政権は PCGG から 38 億 7000 万ペソをマルコス一族、クローニーの不正取得資産の現金を受け取っている。このうち国内資産から 28 億ペソ、海外資産から 9 億 5700 万ペソの回収があった。しかしながらこれにはベンゲット社の 822 万株の株式は、市場価格が低迷しているためいまだ売却されておらず、これには含まれていない。

同様に、現金回収には明け渡し資産のうち、製薬材料を独占してきた J・カンポスが政府に渡したところの首都圏オルティガス街の 18.5 ヘクタールの土地からなる不動産、その他の財産は含まれていない。これは同土地などがいまだ処分されていないためである。これを含めると PCGG による回収額は推計 127 億ペソに達するとされている⁴⁹⁾。

3. 回収に関する問題

これまで不正取得資産の回収および処分に関する PCGG および APT の実績は、処分されるべく差し押さえられた資産の数に比較し進行していない。前述のようにこれまで差し押さえた資産の処分は例がないのである。回収さ

れた金額は情報提供者との和解による明け渡し資産である。

さらに、ここで詳細にみる場合に考慮する必要のあるいくつかの基本問題がある。

第1に、法律問題の複雑が障害の1つである。事実、PCGG自身がアキノ大統領あるいは次の大統領の任期以内に政府は裁判の結審によっていくらかでも回収を期待できないと認めている⁵⁰⁾。PCGGは、アキノ政権の残りの任期1年間ににされ得る主要な回収は被告との公正な和解の制約によってのみなしえると強調している⁵¹⁾。

第2に、差し押さえ資産にかかる管理と権利に関する問題である。差し押さえた株式にかかる議決権は1986年に発行のメモランダムによってPCGGに付与されていた。ところが87年5月の Bataan Shipyard Engineering Corp. (Baseco) に関する最高裁判決により、この権限に次の条件が付けられ限定された。すなわち、

- (1)資産差し押さえは「一応の証拠」を必要とすること
- (2)差し押さえは当該資産の所有者が決定される間の暫定的な方策で、民事訴訟法の予備差押えないし会社法の管財人の権限に類似したものとした⁵²⁾。したがって財産の散逸を監視するだけで、差し押さえた株式の議決権を行使して役員交替、定款の変更はできない。

この判決は、自動的に1987年の憲法承認以前の「一応の証拠」なしでなされた差し押さえを無効にした。Baseco 判決は政府の訴訟手続きに対し利害にあるクローニーの抵抗を鼓舞する結果となった。げんに89年3月にはベネディクトの持ち株会社 Universal Molasses Corp. の所有する Eastern Telecommunication Phils. Inc. (ETPI) の株主総会を前に PCGG は証券取引委員会、公務員犯罪特別裁判所 (Sandiganbayan) から議決権行使は不可能であるとされた⁵³⁾。

証拠不足から政府によってクローニーとの和解交渉による解決を選ばされたとみられよう。しかし政府がすべての不正資産の回収を和解によって成果を収めえることの点に関しては不安を抱く向きが多い。

第3にPCGGの存在そのものに疑惑が出されている。前述のようにPCGGに付与された資産差し押さえの権限はすでに失効した。かくしてPCGGの存在理由に異議をとなえるのも理解できる。エルネスト・マセダ上院議員はPCGGに代わる資産回収委員会(ARC)の設置法案を上程した。一方すでに1988年7月にPCGGのラモン・ディアス委員長が、アキノ大統領の身内がPCGG活動を妨害したと抗議の辞任をした。この背後にはチャベス検事総長によるPCGG委員の不正を理由としたディアス委員長退陣要求もあり⁵⁴⁾、事態は政争にまで発展した。これはPCGGの権威を著しく失墜させた。

以上が不正取得資産の回収をめぐる議論を整理したものである。結論的にはPCGGの法律的権限は、今後の判決によってさらに限定されたものとなろう。そして政府の主要な回収努力はスイスのマルコス一族の資金に集中されることになろう。

VI 今後の展望

1. 民営化と農地改革の関連

本節では民営化の進行状況を、これまでと視点を変え、今後の展望から検討してみよう。今後の政策との関連で重要な点は、民営化の収入の使途である。すなわち不良資産、不正取得資産の売却の収益が農地改革に充てられるとの点である。

収入の使途については、政府の立場は明解である。しかしながら政府企業の売却からのこれら収入に関しては異議がでた。

大統領の立法権を行使し、アキノ政権は1987年3月に布告82号をもって、APTによる不良資産売却によるすべての収入は完全、かつ排他的に農地改革に充当するとしている。

1987年7月の布告131号、行政命令229号を発布し包括農地改革計画(CARP)の機構を規定し、議会が発足後の1988年6月にCARP法(法律6657号)が成立した。

CARP 法は CARP の基金および予算の財源について指摘した。すなわち、

(1) APT の売却収益、

(2)回収した資産からの収入および PCGG が回収した不正取得資産の売却収益

(3)外国における政府財産の売却収益

(4)公的外国援助、譲許的融資

(5)その他政府資金

である（同法67節）。

上記の(1)および(2)は農地改革計画の原資として指定されている。いうまでもなく、APT による不良資産の売却は①の APT の売却収益に含まれる。問題なのは政府企業の売却収益がそれに含まれるかという点である。

政府の見解は以上と同じで、ディオスダド・マカバガル民営化委員会専門部会長によると、民営化実行機関が親会社、政府機関または資産民営化トラストであろうと、政府企業の売却収益はすべて民営化実行機関に帰属するとした。これに対しロランド・アンダヤ下院予算委員長は CARP 法の資産売却収入に政府企業売却収益は含まれると反論をした。同委員長は政府企業売却の資産民営化トラスト逃れに措置を講ずるとしている⁵⁵⁾。

この論議は結局は政府が押し切った。その理由は、1つには民営化政策は農地改革計画以前に導入されているとの指摘があるが、それ以上に原則的にはその収益は所有者に帰属する論旨が優先した。民営化実施機関の資産売却を奨励するためにはやむをえない措置であったようだ。

2. 農地改革の資金目標

以上述べたように、APT による不良資産の売却収益、PCGG による回収資産は農地改革計画の資金源に予算化される。

農地改革の規模をみると、CARP は第1局面から第3局面の3段階に分けて、10年間（1988—97年）にわたって実行される。

フィリピン農地改革評議会(PARC)によると同計画は支出額で2210億8900

表9 包括農地改革計画 (CARP)
農地取得分配事業資金計画 (1987—97)

(単位：100万ペソ)

事業	計 (1987-97)	1987 (実績)	1988-92	1993-97
支出				
農地調査	1891	20	643	1228
EP ¹⁾ /CLOA ²⁾ 発行／分配	422	12	171	239
権利確認手続	390		79	311
権利証／公用地入会権証書	406		157	249
E P 登録	158		71	87
地主補償 ³⁾	77354	83	14932	62339
小計	80621	115	16053	64453
収入				
資産売却収入				
PCGG	28250	250	18000	10000
APT	21850	1850	20000	
小計	50100	2100	38000	10000
收支(純)	(30521)	1985	21947	(54453)
收支累計		1985	23932	(30521)

注：1) 解放証書。

2) 農地所有裁定証書。

3) 農地分割代金支払を除いた純額。

出所：Presidential Agrarian Reform Council (PARC), "The Comprehensive Agrarian Reform Program of the Philippines, Implementing Program and Budget (1987-97) Vol. 1," 1989.

万ペソを必要としており、この内訳は以下のとおりである⁵⁰⁾。

- (1)準備事業 9億2000万ペソ (0.4%)
- (2)農地取得分配事業に806億2100万ペソ (36.5%)
- (3)支援事業に1395億4800万ペソ (63.1%)

農地取得分配事業のうち地主補償は、受益農民の農地代金分割支払額27億7000万ペソを控除した純額、773億5400万ペソ (35.0%) に達する。

さらに重要なのは、外国援助にはこの地主補償を対象としない点である。

806億2100万ペソの農地取得分配事業は農地改革基金および政府予算から支出される。

一方、収入をみると501億ペソを予定しており、内訳は PCGG による資産回収が282億5000万ペソ、APT による不良資産売却が218億5000万ペソとなる。

すなわち、農地収用分配事業の資金計画では10年間に305億ペソの不足を計上している（表9参照）。

現実の国家財務局に農地改革基金（基金158号）送金状況をみると、1990年末現在196億3900万ペソに達している。このうちAPTによる資産売却は154億1800万ペソ、PCGGによる売却回収は24億5400ペソ（いずれも利息を含む）である（表10参照）（送金額はAPTまたはPCGGからの数値とは異なる）。

以上のことから、CARPの農地収用分配事業に関しては、305億2100万ペソの不足を前提に収入予定額501億ペソのうち39.3%を達成している。しかしこの実際の収入の達成は、PARCの計画を前進させるものではない。農地評価問題に起因するCARPの低い達成率は、表10に見るとおり、1990年末現在利用可能な農地改革資金のうち約半分の98億2700万ペソが未利用のまま残額となっている。

この種類の不整合は、政府の調整能力の欠如によるもので、政策目的自身の対立によるものではない。

すなわち、政府は民営化努力を推進する一方では、農地改革計画が進行していないのである。双方の政策を両立させる機構は具体的にはない。

むすび

民営化は、政府企業部門の合理化実現に不可欠である。一方、APTおよびPCGGによる資産売却は政府の包括農地改革計画の資産源を保証し、その役割が高く期待されている。

しかしながらアキノ政権の民営化をみるとスケジュールは遅れ、難題に直面していると認めざるをえない。不良資産の売却、とくに金融資産、および差し押された不正取得資産の売却の遅れにこれが明白である。

一方、フィリピンの民営化政策を評価するにあたっては、政策実行のさいのタイミングおよび政策の継続性に考慮を払う必要がある。

政策の実行にあたってはタイミングが決定的な役割を果たす。政府企業の

表10 農地改革基金（基金158号）

資金収支推移

(1990年12月31日現在) (単位: 100万ペソ)

項目	1987	1988	1989	1990	計
国庫(BTR)への送金額					
1. 売却収入					
資産民営化トラスト(APT)	1193	5073	3626	3357	13249
国営開発会社(NDC)	—	—	223	—	223
大統領行政規律委員会(PCGG)	—	1327	343	782	2452
小計	1193	6400	4192	4139	15924
2. 利子収入					
APT	—	162	461	1546	2169
PCGG	—	10	2	9	2
小計	—	172	464	1555	2191
3. その他収入					
農地銀行送金(LBP)	—	—	—	477	477
送金額計	1193	6572	4656	6171	18592
4. USAID 援助					
第1回支払い	—	—	470	—	470
第2回支払い	—	—	204	—	204
第3回支払い	—	—	—	373	373
小計	—	—	673	373	1046
農地改革基金（基金158号）合計	1193	6572	5329	6545	19639
期首繰越		489	6218	7898	—
予算管理者(DBM)による配分可能基金					
合計	1193	7061	11547	14442	19639
DBMによる各機関への配分					
1. 農地銀行(LBP)	596	—	886	1845	3327
2. 農地改革省(DAR)	107	704	1074	1352	3036
3. 農業省(DA)					
コメ生産増強計画 (RPEP)	8	201	463	381	1053
食糧庁(NFA)	—	—	291	217	507
4. 環境資源省(DENR)	62	88	420	289	860
5. 公共事業道路省(DPWH)	0	195	685	—	880
6. 商工省	99	—	129	99	228
7. 灌溉庁(NIA)	—	75	408	483	—
8. 農地統制庁(LRA)	22	18	21	22	61
9. 労働雇用省(DOLE)	2	—	1	2	3
小計	772	1205	4361	4615	10791

表10

項目	1987	1988	1989	1990	計
マイナス：各機関における未使用額					
1. LBR	—	0	0	—	0
2. DAR	26	286	250	—	562
3. DA	1	33	50	—	83
a. RPEP	—	—	18	—	18
b. NFA	—	—	259	—	259
4. DENR	42	29	74	—	146
5. DPWH	—	—	—	—	0
6. DTI	—	—	46	—	46
7. NIA	—	—	—	—	0
8. LRA	—	15	13	—	28
9. DOLE	—	—	1	—	1
小計	66	363	711	—	1142
支出負担額	704	843	3650	4615	9811
CARPに使用可能残額	489	6218	7898	9827	9827

出所：Presidential Agrarian Reform Council(PARC), 1990, Accomplishment Report.

民営化遅れには民営化実行機関の断固とした意志の欠落に加え、1990年ルソン島地震、湾岸危機による経営環境の悪化も原因である。

政策の継続性に関しては、民営化計画はさらにその範囲を拡大すべきである。DBPとPNBの合併は検討されたが実現しなかったのは周知の事実である。加えて、DBPとPNOCの両社は民営化リストから除外されてしまった。これを考慮するとスケジュールにのった政府企業の民営化だけでなく、すべての非効率な政府企業の民営化に努力を及ぼすべきである。既存の政府企業の経営監視は法律的にはGCMCCに帰属する。GCMCCの鋭意ある活動は差し迫った緊急課題である。

最後に、いま1つの継続性としてここで指摘したいのは、改革推進のための諸政策間の継続性を正確に組織化する必要性が強まったということである。具体的には民営化政策と農地改革政策の両政策の整合性と水平的連携の達成である。しかしながら、両政策の間にあるべき政府の調整能力および政策実現に向けた強い意志の欠如が明らかになった。つまり、一方での民営化努力にもかかわらず不十分な収益、他方でのそれを下回る農地評価問題に起

因する CARP の実行の遅れがそれである。

今後もこのような不整合がさらに拡大すれば、国民の眞の改革要求の中核にある農地改革計画に障害となるのはもとより、民営化努力が意味をもたなくなる。政府の無策のままの縮小生産に対し、アキノ政権はあらためて国民のための努力を怠ってはならない。

〈注〉

- 1) 経済開発における国家の役割に関しては台湾、韓国、日本の事例を研究した次の論文を参照。Wade, Robert, *The Role of Government in Overcoming Market Failure: Taiwan, Republic of Korea and Japan, Hughes, Helen ed. Achieving Industrialization*, Sydney, Cambridge University Press, 1988.
- 2) Naya, Seiji, *Private Sector Development for Promoting Economic Growth in Asian Developing Countries*, Report Prepared for the Regional Bureau for Asia and the Pacific, United Nations Development Programme, 1988.
- 3) Landau,Daniel, "Government Expenditure and the Economic Growth: A Cross Country Study," *Southern Economic Journal* 49, January 1983 では1961年、76年96先進国、途上国96カ国に関し、GDPに占める政府支出と1人当たりGDP成長率とは負の相関関係にあるとした。Marsden, Keith, "Links Between Taxes and Economic Growth," *World Bank Staff Working Paper No. 605*, Washington, D. C., 1983. では1970—79年の期間、先進国、途上国20カ国に関し、GDPに占める税収率と経済成長は負の相関関係とした。
- 4) 「政府が所有または経営権を有する企業の定義は、特別法または会社法により設立され、直接または間接に政府が当該企業の資本金の過半数を所有するかまたは支配的な議決権を保持する企業である。ただし、次項に規定する取得資産企業 (quired asset corporation) は本省令では政府が所有または経営権を有する企業、または政府企業とはみなさない」(1987年省令59号第2節(a))。
「取得資産企業は、①民間所有の会社で議決権または株式が、(a)抵当権行使またはその他の方法による債務清算で政府または政府機関に移管された企業、または(b)差し押さえ最終判決で政府が正規に取得した企業、または②政府企業の子会社で、債務清算のため政府金融機関に取得された特別な実物資産の所有、経営、リース、事業目的で排他的に設立された会社で、法律または公示された政策により一定期限以内に処分され民間所有を義務づけられた企業」(同節(b))。以上のように、資産民営化トラストの売却する不良資産、大統領行政規律委員会が回収した不正取得財産は取得資産企業に含まれる。しかし現実の区分はこのように明確ではなく、取得資産企業に含まれる企業が政府企業に分類されるケースが多い。
- 5) Briones M. Leonor, "The Role of Government-Owned or Controled Corporation in Development," *Philippine Journal of Public Administration* Vol. 29, No. 4, October 1985.
- 6) Tabbada, Jose P., "Exploration on the History of State Intervention in the Philippine Economy: The Role of Public Enterprises," *Philippine Journal of Public Administration* Vol. 29, No.4, October 1985.
- 7) Briones引用。
- 8) ダシオン・エン・パゴ取り決め (Dacion en pago Arrangement) は支払不能企業の

救済に使われる伝統的債務再編契約で、債務者は次の取り決めで破産を免れる。ダシオン・エン・パゴ取り決めには次の4種類があるが、④は同取り決めの曲解で正規のものではない。①直接代物譲渡で債務清算、②条件付き売却、③リース契約、④新株発行による債務転換。1980年初期の経済危機に政府金融機関により④の取り決めにより政府企業が増大した。なお注4によるところは政府取得資産企業に分類される。Nozawa, Katsumi, "Dacion en Pago: A Scheme for Loan Restructuring in the Philippines," mimeograph, 1983.

- 9) 政府取得資産の定義に関しては注4を参照。
- 10) De Dios, Emmanuel ed. "An Analysis of the Philippine Economic Crisis," A Workshop Report, University of the Philippine Press, 1984.
- 11) 同じく p.37.
- 12) Commission on Audit, 1984 Annual Financial Report, Vol.II, Government Owned and Controlled Corporations, 1985, p. 20.
- 13) この司法省見解は、最高裁判所判例をもって否定された。またこの判例は「政府取得資産企業」には適用されない。これに対し、会計検査院(COA)の見解は明解で、1983年会計検査院決定37号により COA はすべての公算支出、収入に関し憲法上の監査権限を有しているとしている。Comission on Audit, p. 2-3引用。
- 14) Manasan Rosario G., "The Public Enterprise Sector in the Philippines: Economic Contribution and Performance, 1975-84," 1987, p.10を参照し、国家経済開発庁(NEDA)資料で補完。
- 15) 同上 p.25.
- 16) 民営化委員会の権限および任務は①(a)同委員会が不良資産と認定し、大統領が政府機関からの移管を承認した不良資産および(b)同委員会が私下を勧告し大統領が承認した政府企業を売却を目的として政府、または資産民営化トラストに移管すること(布告50号、2節5(1))、②不良資産の保持、債権および政府または資産民営化トラストによる当該資産の売却に関する強制的ガイドラインの策定(同節5(3))など10項目に及んでいる。
- 17) Asset Privatization Trust, 1987 Year-end Report.
- 18) 同上。
- 19) Asset Privatization Trust 1990 Annual Report.
- 20) *Manila Chronicle* 紙、1987年8月3日号。
- 21) Asset Privatization Trust, 1990 Annual Report および *Manila Chronicle* 紙、1987年8月3日号で補完。
- 22) De Guzman, Leopoldo P., "Privatization in the Philippines 1986-1990" Mimeograph, 1990.
- 23) *Manila Bulletin*, 1989年3月3日。
- 24) De Guzman.
- 25) Committee on Privatization, "Guideline for Privatization of Government Corporations," August 1987.全文5ページ、文書番号なし。
- 26) Committee on Privatization引用。
- 27) Presidential Commission on Government Reorganization, "Report on the Government Corporate Sector," February 12, 1987.
- 28) 同上。
- 29) Department of Finance, Reform Program for Government Corporations, Annex 9, April 27, 1988.
- 30) *Business World* 紙、1988年6月30日。
- 31) Committee on Privatization, "Annual Report 1990,"

- 32) 同上。
- 33) 1990年10月11日、国営開発会社（NDC）の Jose Mari P. Trenas(Assistant General Manager)とのインタビュー。
- 34) De Guzman引用。
- 35) Department of Finance, op. cit.
- 36) National Steel Corporation, "Series "A," "B" and "C" Long-Term Commercial Paper Issue" (コマーシャル・ペーパー発行目録書) 1991。
- 37) *Manila Bulletin* 紙, 1990年11月11日。
- 38) National Steel Corporation引用。
- 39) Rivera, Temario Campos, "Class, The State and Foreign Capital: The Politics of Philippine Industrialization 1950—86," 1991.
- 40) 注37引用。
- 41) 注33引用。
- 42) *Business World* 紙, 1990年12月6日。
- 43) 1987年憲法は差し押さえの期限を次のように規定している（18条26節）。
- (1)差し押さえまたは凍結命令は「一応の証拠」を提示してのみ発行される。
 - (2)憲法承認以前に発行された命令は、同承認から6カ月以内に訴訟手続きをとる。同承認から後に発行された命令は、同命令発行から6カ月以内に訴訟手続きをとる。期限内に訴訟手続きが開始されないときは差し押さえまたは凍結命令は自動的に解除とみなされる。
 - (3)不正取得資産の差し押さえまたは凍結命令発行の権限は憲法承認から18カ月を越えて存続してはならない。
- 44) PCGG 訟務部では担当チーム10組を編成している。(a)フェルディナンド・マルコス, (b)ジェロニモ・ペラスコ, (c)ルシオ・タン, (d)ビエンベニード・タントコ, (e)アルフレド・ロムアルデス, (f)エンリケス・パンシリオ, (g)ロドルフォ・クエンカ, (h)ファビアン・ペール, (i)エドワルド・コファンコ, (j)ベンハミン・ロムアルデス。Presidential Commission on Good Government, "Report to the Nation," 1991, 参照。
- 45) Presidential Comission on Good Government引用。
- 46) 同上。
- 47) 不正取得資産の定義は、PCGGに発行の施工細則(1986年4月)に示されているがあいまいである。具体的には以下の手段により直接または間接に取得した資産。財産、企業、物資としている（1節(A)）。
- (1)公金の着服、横領、悪用、背任行為によるもの。
 - (2)政府契約、政府プロジェクトに関連し、または公的地位を利用し、直接、間接に取得了手数料、リベート、などの金銭的便益。
 - (3)政府、政府関係機関、政府企業に所属する資産の違法または詐欺的な手段による着服、处分。
 - (4)株式などの企業資産の取得。
 - (5)農業、工業、商業面での独占権やコンビネーションの設定、および特定人物を利するための大統領令発行、強制による。
 - (6)不当な公的地位、権限の利用。
- そして、かれらの公知の合法的稼得所得に不均衡な価格の蓄財は「一応の証拠 (prima facie evidence)」をもって不正取得資産とみなされる（同9節）。ところが憲法に規定する「一応の証拠 (prima facie case)」は、上記の定義よりさらに厳密な概念を採択し、訴権の存在を認めるに足りる「相当の根拠 (probable cause)」より以上の証拠能力があるものと解されている (Bernas, Joaquin G., S.J., "The Constitution of the Republic of Philippines: An Annotated Text," Rex Book Store, 1987)。

- 48) Presidential Comission on Good Government,引用。
- 49) 同上, および *Manila Chronicle* 紙, 1990年 6月27日。
- 50) Presidential Comission on Good Governmet,引用。
- 51) 同上。
- 52) *Business Star* 紙, 1987年11月11日。
- 53) *Manila Bulletin* 紙, 1989年 3月 5 日。
- 54) *Manila Chronicle* 紙, 1988年 7月 9 日。
- 55) *Business World* 紙, 1988年 8月31日。

〈参考文献〉

- Asian Development Bank, " Privatizatin—Policies, Methods and Procedures," 1989.
- Briones, Leonor M., " The Role of Government—Owned or Controlled Corporations in Development," *Philippine Journal of Public Administration Volume 29*, No. 4, October,1985.
- Briones, Leonor M. ; Zosa, Aileen R., " Asset Privatization—The Philippine Experience," FAFI Monograph No. 1,Fiscal Administration Foundation,Inc.,1989.
- Choski, Armaene M., " State Intervention in the Industrialization of Developing Countries: Selected Issues," *World Bank Staff Working Report*, No.341, 1979.
- Commission on Audit, 1984 Annual Financial Report, Vol.II Government—Owned and Controlled Corporations, 1985.
- Department of Budget and Management, " Policy Studies 1989—90, Government Corporate Sector Rationalization Program," sponsored by the United Nations Development program,1991.
- 小池賢治,「クローニー, キャピタリズムの清算過程と財閥再編」M.F モンテス, 小池賢治編,『フィリピンの経済政策と企業』, アジア経済研究所, 1988年。
- Landau, Daniel, "Government and Economic Growth in Less Developed Countries: An Empirical Study for 1960—80," *Economic Development and Cultural Change*, 1987.
- Manasan, Rosario G.et al., " The Public Sector in the Philippines: Economic Contribution and Performance, 1975—84," 1987.
- Naya, Seiji, " Private Sector Development for Promoting Economic Growth in Asian Developing Countries," Report prepared for the Regional Bureau for Asia and the Pacific, United Nations Programme,1988.
- 野沢勝美,「フィリピンにおける民営化問題」,『アジアトレンド』44号, アジア経済研究所, 1988年IV号。
- Singh, Ram D., " State Intervention, Foreign Economic Aid, Savings and Growth in LDC: Some Recent Evidence," *Kyklos* (Fasc2), 1985.
- Tabba, Jose P., " Explorations on History of State Intervction in the Philippines," *Philippine Journal of Public Administration, vol.29*, No. 4 , October,1985
- Wade, Robert, " The Role of Government in Overcoming Market Failure: Taiwan, Republic of Korea and Japan," *Achieving Industrialization in East Asia*, edited by Helen Hughes, Sydney: Cambridge University Press,1988.

- 48) Presidential Comission on Good Government,引用。
- 49) 同上, および *Manila Chronicle* 紙, 1990年 6月27日。
- 50) Presidential Comission on Good Governmet,引用。
- 51) 同上。
- 52) *Business Star* 紙, 1987年11月11日。
- 53) *Manila Bulletin* 紙, 1989年 3月 5 日。
- 54) *Manila Chronicle* 紙, 1988年 7月 9 日。
- 55) *Business World* 紙, 1988年 8月31日。

〈参考文献〉

- Asian Development Bank, " Privatizatin—Policies, Methods and Procedures," 1989.
- Briones, Leonor M., " The Role of Government—Owned or Controlled Corporations in Development," *Philippine Journal of Public Administration Volume 29*, No. 4, October,1985.
- Briones, Leonor M. ; Zosa, Aileen R., " Asset Privatization—The Philippine Experience," FAFI Monograph No. 1,Fiscal Administration Foundation,Inc.,1989.
- Choski, Armaene M., " State Intervention in the Industrialization of Developing Countries: Selected Issues," *World Bank Staff Working Report*, No.341, 1979.
- Commission on Audit, 1984 Annual Financial Report, Vol.II Government—Owned and Controlled Corporations, 1985.
- Department of Budget and Management, " Policy Studies 1989—90, Government Corporate Sector Rationalization Program," sponsored by the United Nations Development program,1991.
- 小池賢治,「クローニー, キャピタリズムの清算過程と財閥再編」M.F モンテス, 小池賢治編,『フィリピンの経済政策と企業』, アジア経済研究所, 1988年。
- Landau, Daniel, "Government and Economic Growth in Less Developed Countries: An Empirical Study for 1960—80," *Economic Development and Cultural Change*, 1987.
- Manasan, Rosario G.et al., " The Public Sector in the Philippines: Economic Contribution and Performance, 1975—84," 1987.
- Naya, Seiji, " Private Sector Development for Promoting Economic Growth in Asian Developing Countries," Report prepared for the Regional Bureau for Asia and the Pacific, United Nations Programme,1988.
- 野沢勝美,「フィリピンにおける民営化問題」,『アジアトレンド』44号, アジア経済研究所, 1988年IV号。
- Singh, Ram D., " State Intervention, Foreign Economic Aid, Savings and Growth in LDC: Some Recent Evidence," *Kyklos* (Fasc2), 1985.
- Tabba, Jose P., " Explorations on History of State Intervction in the Philippines," *Philippine Journal of Public Administration, vol.29*, No. 4 , October,1985
- Wade, Robert, " The Role of Government in Overcoming Market Failure: Taiwan, Republic of Korea and Japan," *Achieving Industrialization in East Asia*, edited by Helen Hughes, Sydney: Cambridge University Press,1988.

付表 民営化が承認された政府企業および民営化実行機関 (DEs)
 (1990年12月31日現在)

政府企業	事業分野
ASSET PRIVATIZATION TRUST	
1. Agro-Livestock Commercial Development Corp.	養豚, 山羊品種改良／酪農品
2. APO Production Unit Inc.	印刷業
3. Asia Goodwill Fishing Corp.	深海漁業
4. Associated Bank	商業銀行
5. Basin Dredging and Development Corp.	浚渫, 埋め立て
6. Bicolandia Sugar Development Corp.	製糖
7. Builder's Brick, Inc.	レンガ生産, 建設業
8. Carmona Woodworking Industries, Inc. ¹⁾	製材
9. Davao Agri - Business Development Co., Inc.	植材
10. East Visayas Agricultural Projects, Inc.	養豚, 養鶏農業
11. Furniture Manufacturing Corp. of the Phil. ¹⁾	家具, 内装品
12. Inca Coffee Estates Corp.	コーヒー栽培
13. Kaunlaran Food Corp.	乾燥食品加工および販売
14. People's Technology Terminal Corp.	工業団地建設
15. Philippine Amanah Bank	商業銀行
16. Philippine Cotton Corp. ¹⁾	綿花栽培
17. Philippine Fruit & Vegetable Industries, Inc.	トマトペースト製造
18. Philippine Genetics, Inc.	畜牛品改良, 配布
19. Philippine Shipyard Engineering Corp.	造船および鉄鋼組み立て
20. Philippine Sugar Corp.	製糖工場修復, 拡張
21. Phividec Panay Agro-Industrial Corp.	プランテーション経営, 肥料生産, 販売
22. Public Estate Authority	土地造成, 埋め立て
23. Republic Planters Bank	商業銀行
24. Ridge Resort & Convention Center, Inc.	リゾート会議場経営
25. San Carlos Fruit Corp.	野菜ピューレ生産
26. Wood Waste Utilization & Development Corp. ¹⁾	製材屑から建築資材生産
27. ZNAC Rubber Estate Corp.	ゴム栽培
DEVENOPMENT BANK OF THE PHILIPPINES	
1. DBP Date Center Inc.	DBP のコンピュータシステム, 人員の開発, 管理
DEPARTMENT OF AGRICULTURE	
1. Food Terminal, Inc.	食料品販売, 加工, 保管および不動産経営
2. Gasifier and Equipment Manufacturing Corp. ²⁾	ガス装置および機械組み立て
3. Grains Insurance Agency Corp.	保険証作成

付表

政府企業	事業分野
4. National Sugar Refineries Corp.	精糖会社経営
5. Philippine Dairy Corp. ¹⁾	酪農製品、牛乳生産
6. Republic Transport and Shipyard Corp.	造船所経営
DEPARTMENT OF TOURISM	
1. Leyte Park Hotels, Inc.	ホテル経営
DEPARTMENT OF TRANSPORTATION AND COMMUNICATION	
1. Metro Manila Transit Corp.	旅客バス運行、リース
2. Philippine Aerospace Development Corp.	航空機経営運行、保守修理
3. Philippine Helicopter Services, Inc.	ヘリコプター保守、分解修理
GOVERNMENT SERVICE INSURANCE SYSTEM	
1. Commercial Bank of Manila ²⁾	商業銀行
2. Hotel Enterprises of the Philippines ²⁾	ホテル所有および経営
3. Marila Hotel Corporation	ホテル経営および管理
4. Meat Packing Corp. on the Philippines	食肉加工、缶詰製造
5. Philippine Airlines, Inc.	商業航空輸送
6. Philippine Plaza Holdings, Inc.	ホテル所有および経営
HOME INSURANCE AND GUARANTEE CORPORATION	
1. Maunlad Savings and Loan Association, Inc. ²⁾	貯蓄、融資組合
NATIONAL DEVELOPMENT COMPANY	
1. Asia Industries, Inc. ²⁾	機械装置販売
2. Batangas Land Company, Inc	土地所有
3. Beta Electric Corp ²⁾	電気機器、装置製造
4. Construction Manpower Dev. Foundation, Inc. ³⁾	マンパワー訓練および開発
5. First Chicago Leasing & Equip. Credit Corp. ³⁾	リース金融
6. GY Real Estate, Inc	土地所有
7. International Corporate Bank ¹⁾	商業銀行
8. Kamayan Realty Corp.	土地所有
9. Luzon Integrated Services, Inc. ²⁾	警備サービス
10. Marina Properties Corp. ²⁾	土地造成
11. Mindanao Textile Corp. ²⁾	縫製品製造
12. Nadeco Realty Corp.	土地所有
13. National Chemical Carriers, Inc.	船舶代理店、乗員斡旋
14. National Marine Corp. ²⁾	外国貨物船積み
15. National Precision Cutting Tools, Inc. ²⁾	工業用高品質工具製造
16. National Shipping Corp. of the Phil ¹⁾	貨物船積み
17. National Slipways Corp. ²⁾	船舶修理、保守
18. National Steel Corp.	鉄鋼生産
19. National Stevedoring and Lighterage Co. ²⁾	荷役、船運搬、港管理
20. National Trucking and Forwarding Corp.	トラック輸送、運送

付表

政府企業	事業分野
21. NDC-Guthrie Estates, Inc.	パーム油生産
22. NDC-Guthrie Plantations, Inc.	パームプランテーション
23. NDC-Nacida Raw Materials Corp. ³⁾	原料調達
24. NDC-Plantations, Inc.	植林經營
25. Negros Occidental Copperfield Mines, Inc. ¹⁾	銅鉱石採掘
26. Philippine Associated Smelting & Refining Corp.	銅製錬
27. Philippine National Line. ¹⁾	船会社
28. Philippine Phosphate Fertilizer Corp.	肥料生産
29. Philippine Plate Mills Company, Inc.	黄鉄鉱
30. Philippine Pyrite Corp.	土地所有
31. Refractories Corp. of the Philippines	耐火レンガ生産
32. Semirara Coal Corp.	石炭採掘
33. Tacoma Bay Shipping Co. ²⁾	船主およびリース
34. The Energy Corp. ¹⁾	株式投資經營
35. Usiphil Inc. ²⁾	機械装置販売、修理
PRESIDENTIAL MANAGEMENT STAFF	
1. Davao Equipment Manufacturing Corp. ²⁾	金属鋳造、製造組立て
2. Integrated Feed Mills Corp.	飼料生産
3. Marawi Resort Hotel Inc.	ホテル經營
4. Mindeva Coco-Coir Industries, Inc.	ヤシ纖維製造
5. Mindeva Refrigeration Industries, Inc.	製氷
6. Monte Maria Poultry Farms, Inc. ²⁾	養鶏
7. Mountain Springs Development Corp.	養豚
8. Northern Foods Corp.	トマトペースト生産
9. Panaon Prawn Development Corp.	海老稚魚、幼魚養殖
10. Primary Foods Inc. ²⁾	食料品製造販売
11. Prime Center Trade International Systems, Inc.	商業
12. Shoe Technology Corp.	履物製造
13. Wood Koal, Inc. ³⁾	燃料炭生産
PHILIPPINE NATIONAL BANK	
1. Century Bank	商業銀行
2. Century Holding Corp.	銀行持株会社
3. Coco-Chemical Philippines, Inc. ²⁾	ココナツ油精油
4. National Realty Development Corp.	不動産經營
5. National Service Corp.	人材派遣会社
6. National Warehousing Corp.	倉庫業
7. NIDC Oil Mills, Inc.	ココナム油精油
8. Philippine Exchange Company, Inc.	保険代理店
9. Philippine National Bank ¹⁾	商業銀行
10. Pilipinas Bank ²⁾	商業銀行
11. PNB International Finance Ltd.	預金獲得会社

付表

政府企業	事業分野
12. PNB Venture Capital Corp.	ベンチャー・キャピタル会社
PHILIPPINE NATIONAL OIL COMPANY	
1. Bislig Coal Corp.	石炭探掘
2. Filoil Industrial Estates Inc.	土地所有
3. Filoil Refinery Corp.	石炭探掘
4. Malangas Coal Corp.	石炭探掘
5. PNOOC Coal Corp.	石炭探掘
6. PNOOC Energy Supply Base Inc.	供給基地経営
7. PNOOC Marine Supply Base Inc.	造船修理
8. PNOOC Oil Carriers, Inc.	国際タンカー運航
SOCIAL SECURITY SYSTEM	
1. Bancor Insurance Brokers, Inc.	保険仲介業
2. Barcelon, Roxas Securities, Inc.	証券仲介業
3. Union Bank of the Philippine. ¹⁾	商業銀行
NATIONAL IRRIGATION AUTHORITY	
1. NIA-Consult, Inc.	プロジェクトコンサルタント業
TECHNOLOGY AND LIVELIHOOD RESOURCE CENTER	
1. People's Livelihood Enterprises, Inc.	生計志向事業
GOCCs DISPOSED OF PRIOR TO COP	
1. Argao Resort Development Corp.	リゾート、会議施設管理
2. DBP Service Corp.	人材派遣
3. PNOOC Petroleum Carriers Corp.	船積、タンカー輸送
4. Veterans Manpower and Protective Services, Inc.	人材派遣、警備サービス
Total : 123 GOCCs	

注：1) 全部売却済み

2) 部分売却済み

3) 解散手続き中

出所：Committee on Privatization.